

平成 21 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 インスパイア株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(コード番号：2724 大証ヘラクレスG)
問 合 せ 先 経営企画室 室長 本多 隆
電 話 番 号 03-5418-4811

一時会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社一時会計監査人である監査法人元和との監査契約を合意解除する旨を決議いたしました。また、本日開催の監査役会において、会社法第 346 条第 4 項および第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人として監査法人ワールドリンクスを選任し、同日付にて監査契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等についても同様であります。

記

1. 異動の経緯及び理由

当社の会計監査人である監査法人元和と、平成 22 年 3 月期第 2 四半期の会計監査にあたり、財務状況の把握等に関して見解の相違が生じ、協議を重ねてまいりました。

当社では、監査法人元和より頂戴した見解の相違点につき、可及的速やかに必要十分と思える資料を揃え、管理管掌取締役をはじめとした経営陣とのヒアリング、また監査役会からの意見陳述も行いましたがご理解を得るに至らず、結果として一時会計監査人の辞任の意向を受けておりました。

当社といたしましては、当期第 2 四半期報告書の法定提出期限の迫ったタイミングでの、会計監査人の辞任という事態を避けるべく監査法人元和と協議を続けましたが、双方見解の相違の溝を埋めることが適いませんでした。

このような状況の中、当社は当該見解の相違点及び当社の回答に対して、公平中立な立場における判断を仰ぐべく、監査法人ワールドリンクスに本件相談を行ってまいりました。

監査法人ワールドリンクスにおいては、公正中立な判断を行うため、当社経営陣とのヒアリングに加え、監査法人元和とのヒアリングも行っていただいた結果、当社会計処理及び財務状況は合理的なものであるとの判断をいただいております。

そのため、当社といたしましては、当期第 2 四半期報告書の法定提出期限の遵守と、会計監査人に十全の会計監査を行っていただくための相互信頼関係の構築が難しいとの認識から、現時点の状況では監査法人元和による会計監査の継続をあきらめざるを得ないとの判断に至り、当社より監査法人元和に対して監査契約解除の申し入れを行いました。これにより、監査法人元和との間で、平成 21 年 11 月 6 日付での監査契約の解除につき合意し、本日開催の当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続される体

制を維持するため、当社は本日開催の監査役会において会社法 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、事前相談を含めて相応の予備調査を実施いただきました監査法人ワールドリンクスを一時会計監査人に選任する旨を決議し、就任の応諾をいただきました。

なお、監査法人元和からは、監査業務の引き継ぎに対する協力を得ることができる旨の確約をいただいております。

2. 退任する一時会計監査人の名称及び事務所所在地

名 称	監査法人元和
事務所所在地	東京都渋谷区猿楽町 9-8
業務執行社員	來嶋 真也、臼井 聡

3. 就任する一時会計監査人の名称及び事務所所在地

名 称	監査法人ワールドリンクス
事務所所在地	東京都中央区京橋三丁目 9 番 9 号 ウインド京橋ビル 4 階
業務執行社員	小田 善啓、室井 久磨

4. 異動年月日

平成 21 年 11 月 6 日

5. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成 21 年 7 月 27 日

6. 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

7. 当該異動の経緯及び理由についての監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の
意見等
特段の意見はないとの申し出を受けております。

8. 退任する公認会計士等が 6. の意見を表明しない理由及び当社が退任する公認会計士等に対
し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

当社では、前一時会計監査人である監査法人元和との間で財務状況の把握等に関する見解の相違に係る協議を重ねておりましたが、その協議において双方の見解の相違が埋められない中で、監査法人元和との監査契約の解除という事態も想定して、今回一時会計監査人に選任いたしました監査法人ワールドリンクスとの間で事前打合せを行ってまいりました。

その結果、この度の会計監査人の異動の決議が法定提出期限の直前となってしまいましたが、新任の一時会計監査人においても相応の予備調査が進んでいたことから、平成 22 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出につきましては、法定提出期限である平成 21 年 11 月 16 日の提出を予定しております。

以 上